

株式会社CJTTトレーニング日本事務所

有料職業紹介事業許可番号

43－ユ－300252

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6ヵ月以内に、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職の場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月超2ヶ月以内に退職の場合 50%
- (3) 入社後2ヶ月超3ヶ月以内に退職の場合 20%
- (4) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に退職の場合 10%

但し、就職した者が一方的な解雇及び採用時の労働契約と著しく異なる事を起因とする退職の場合、いったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は、返却いたしません。

また、返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。